

令和8年五條市議会第1回3月定例会（第3号）

日 時 令和8年3月6日（金） 午前10時開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	藤 富 美 恵 子	1 （仮称）市民交流施設について 2 みどり園の跡地について 3 旧庁舎跡地について 4 ゴーちゃんタクシーについて （1）停留所の増設について 5 ふるさと納税について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 部長
2	谷 勝 啓	1 二十歳の集いについて （1）立見までいたが、狭い五條モールで開催した理由について 2 五條市職員の採用について （1）過去3年間の職員採用人数について （2）過去3年間の自己都合退職の人数について （3）他団体への転職者の把握について 3 土木、建設、道路工事の入札について （1）入札金額など各ランクの工事件数の平等性について 4 道路舗装の補修対応について （1）危険な箇所の早急な対応について 5 五條市土木技術職員の採用について （1）過去3年間の採用実績について （2）土木技術職員採用で五條市独自の取組について （3）土木技術職員修学資金貸与制度の導入について 6 市庁舎における喫煙について （1）喫煙場所、時間帯などについて	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	谷 勝 啓	<p>7 土日祝日のイベント数について (1) 職員の休日が無くなることについて</p> <p>8 大塔ふれあい交流館夢乃湯について (1) 進捗状況について</p> <p>9 市税の徴収状況について (1) 市税の徴収について (2) 令和8年度からの債権管理について</p> <p>10 子育て支援について (1) 紙おむつ無償配布事業について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

第 二	報第 一	号	専決処分の報告について（五條市監査委員に関する条例の一部改正）
第 三	報第 二	号	専決処分の報告について（五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）
第 四	報第 三	号	専決処分の報告について（五條市火入れに関する条例の一部改正）
第 五	報第 四	号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第 六	報第 五	号	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和七年度五條市一般会計補正予算（第七号））
第 七	報第 六	号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第 八	議第 一	号	五條市学校教育施設整備基金条例の制定について
第 九	議第 二	号	五條市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第 十	議第 三	号	五條市行政手続条例の一部改正について
第 十一	議第 四	号	五條市道路占用料に関する条例の一部改正について
第 十二	議第 五	号	五條市準用河川管理条例の一部改正について
第 十三	議第 六	号	五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
第 十四	議第 七	号	五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正について
第 十五	議第 八	号	五條市国民健康保険条例の一部改正について
第 十六	議第 九	号	五條市都市計画審議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正について
第 十七	議第 十	号	五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 十八	議第 十一	号	五條市西吉野テニスコート条例の廃止について
第 十九	議第 十二	号	五條市大塔水車施設条例の廃止について
第 二十	議第 十三	号	五條市立養護老人ホーム花咲寮に係る指定管理者の指定について
第二十一	議第 十四	号	財産の取得について
第二十二	議第 十五	号	財産の取得について
第二十三	議第 十六	号	令和七年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定について
第二十四	議第 十七	号	令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第四号）議定について

- 第二十五 議第 十八号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十六 議第 十九号 令和八年度五條市一般会計予算議定について
- 議第 二十号 令和八年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十一号 令和八年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十二号 令和八年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十三号 令和八年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十四号 令和八年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第二十五号 令和八年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第二十六号 令和八年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 第二十七 議第二十七号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
窪	吉	谷	秋	仲	中	小	田
	田		本	山	本	原	中
佳		勝	直		賢	由	隆
秀	正	啓	嗣	嘉	二	子	史

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平岡
副市長	塚本
教育長	勝彦
技監	惠充
市長公室長	池嶋
危機管理監	辻田
すこやか市民部長	亀田
あんしん福祉部長	馬場
産業環境部長	横谷
都市整備部長	栗林
教育部長	安満
西吉野支所長	小田
大塔支所長	井田
会計管理者	林田
財政課長	窪田

平岡	福山	福塚
塚本	山口	塚口
勝彦	耕司	実
惠充		
池嶋	富田	
辻田		
亀田		
馬場		
横谷		
栗林		
安満		
小田		
井田		
林田		
窪田		

九番	福
十番	山
十一番	吉
十二番	藤

九番	福
十番	山
十一番	吉
十二番	藤

事務局職員出席者

事務局次長	川久保
事務局総務係長	西孝雅
事務局係員	神農典
速記者	仁科基樹
	番匠悠輝
	子章彦

午前十時開会

○議長（窪 佳秀）ただいまから、昨日の延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。

「なし」の声あり

○議長（窪 佳秀）これより、日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には、申合せのとおり、一般質問は全て質問席から、一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、十二番、藤富美恵子議員の質問を許します。（「十二番」の声あり）十二番、藤富美恵子議員。

〔十二番 藤富美恵子質問席へ〕

○十二番（藤富美恵子）議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり、一般質問をさせていただきます。

それでは、一、（仮称）市民交流施設についてお尋ねします。

過日、二月十二日に市民交流施設の事業報告、施設の使い方ワークショップが行われ、私も参加いたしました。参加された市民の皆様からいろいろな意見がたくさん出されました。その中で、音楽活動をされている方から、多目的ホールの音響について、ガラス張りになると音が響いて使えない、コーラスの繊細な声が反響しないような音響のよいホールにしてほしい、また、三階建てにしてホールを大きくしてはどうかなどの意見がありました。

これらの意見に対して、市はどのように考えていますか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）おはようございます。十二番、藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

ホールの壁は、ガラス張りになる予定はございません。音響の専門業者が設計を監修しており、音楽活動にも十分対応できるホールとなるよう進めてございます。

また、昨日の山口議員への御答弁のとおり、財政面などを考慮し総合的に勘案しますと、建物やホールの規模拡大や本格的なホールの整備は困難であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）次に、ホールを使用する際の楽屋の広さと場所について伺います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

ホールに隣接するスタジオを楽屋として利用できるよう設計を進めてございます。スタジオは、二つの部屋を設置することを想定しており、様々な行事に対応できるよう設計を進めてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）次にトイレについて、トイレの場所とトイレの個数について伺います。

図面を見ますと、ホールを利用する方からすればトイレの場所はホールから離れており、不便で使い勝手の悪い場所となっています。また、図書館を利用されている方からすれば、コンサートなどの休憩時間に一斉に多くの方が図書館内を横切ってトイレに行くことになると騒がしくなり、読書に専念できない状況となります。図書館を利用される方は、静かに本を読みたいと思われる方が多いと思います。今のままだとホールを利用する方も、また、図書館を利用する方にとっても、両方の方々にとってトイレの場所は適当な場所とは言えないのではないのでしょうか。トイレはホールの近くに造れませんか。またトイレの数は足りませんか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

ホール以外にも図書館や子育て支援エリアなども設置しますので、全体の中でトイレの配置を検討しております。

なお、ホールからは約三十メートル弱程度の距離ですので、極端に遠いということではございません。個数につきましては、設計事業者が空気調和・衛生工学会が定める衛生器具の設置個数の基準に基づき検討を進めており、十分な個数を確保できるよう計画を進めております。

なお、旧市民会館のトイレと比較しますと、新施設の一階トイレだけでも男女とも約二倍の広さとなる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）昨日、山口議員の一般質問に対し、市長は図面も検討している、そしてまた、図面ができ次第、私たち議員に見せていただけるということございました。市民の皆さんから出された意見を参考にさせていただいて、使い勝手のよいすばらしい市民交流施設にしたいと思っています。

令和十一年の完成を大変心待ちにしております。

次に、みどり園の跡地についてお尋ねいたします。

まず、みどり園の跡地の現状についてお尋ねします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

みどり園跡地の現状としましては、最終処分場地下ガス抜き施設、浸出水処理施設が残っております。地元要望により、最終処分場停止後十年間は水質管理を実施することとなっておりますので、令和八年度末まではそれらの施設を残置することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）次に、今後のスケジュールをお尋ねします。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

スケジュールとしましては、令和八年度から令和十年度にかけて地元との協議を進め、基本構想を取りまとめ、令和十一年度から令和十二年度にかけて基本計画の策定、令和十三年度以降に整備事業の実施を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）過日、一月二十九日の地域活性化及びまちづくり特別委員会で、道の駅の候補地という窪議員の質問に対し、市長は、一つの候補地として、五條市の財政を考えると5万人の森公園、あの辺りが道の駅でいいのかなというふうに思っておりますと答弁されておりました。市長、あの辺りとはみどり園の跡地ということでしょうか。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）お答えいたします。

みどり園跡地も含め、5万人の森公園周辺も道の駅整備の候補地のうちのひとつと答弁をしたものでございます。

今、一つのまちづくりとして、今、市民交流施設であったり、道の駅っていうもの、まちづくりをつなげていきたいというふうに思っております。そんな中で、やはり財政面、先ほどもおっしゃったように、財政面についても非常に今厳しい状況でございますので、といって整備をしないというつもりは全くございませんし、その中で、みどり園跡地であったり、5万人の森公園の場所っていうのは候補地のひとつとして優先的に考えてまいりたい、そのように思っております。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）それでは、そのスケジュールの中で地元協議とありますが、地元の協議はどうなっていますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁いたします。

水質管理について、令和八年度末までとなっておりますが、それ以降については再協議することとなっております。それらも含めて、跡地利用に関する基本構想の協議を進めたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）道の駅については、先ほどの市長の答弁でみどり園の跡地も含め、5万人の森公園周辺も道の駅整備の候補地の一つであるとのことですので、そこには博物館もあり、イオンとの市民交流施設に続き、さらに五條市の一つのにぎわいの場所になるのではないのでしょうか。地元の方々と協議をしていただき、新たな五條市の活性化につながる場所にしていただきたいと思っております。

次に、旧庁舎跡地について、旧庁舎跡地の活用についても市民に必要とされる機能を検討するため、遠足型ワークショップが開催されました。私も参加させていただきました。今後のスケジュールをお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

想定するスケジュールですが、令和八年度にサウンディング型市場調査を実施の上、基本構想の策定を考えてございます。令和九年度に基本計画を策定し、令和十一年度以降に旧庁舎等の解体を想定してございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）ワークショップに参加された方々からいろいろな意見が出ているとは思いますが、私が市民の皆さんから強く要望されておりますのは、市民の集いの場、カフェ、そして市民の健康づくりにつながる運動ができる施設、健康増進施設でございます。民間事業者に参入していただくという方法も含め、ぜひとも検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

今年度八月から九月にかけて市民様の意見を伺い、市民様と一緒に考えるためワークショップを開催し、多くの市民様に参加していただき

ました。その中では、市民様の居場所となる場所、観光駐車場など様々な御意見を頂戴してございます。それらの意見を参考にしながら、庁舎跡地にどのようなものが必要か引き続き検討を重ねてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子） 旧庁舎跡地利用について、市長は現時点で何か考えておられることございますか。

○議長（窪 佳秀） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 旧市庁舎跡地については、先ほど市長公室長のほうから答弁がありましたように、十一年以降に向けていろんなサウンディングをしながら考えてまいりたいなというふうに思っています。

私が就任させていただいてからは、本当に子育て支援に力を入れてきたといえますか、そういうふうなことをやってきました。そんな中で、やはり今度は高齢者の方々といえますか、そういった方々にも買物難民の方々もあの辺りの地域は非常に多いように聞いておりますし、例えば防災機能を持ったものであるとか、にぎわいづくりであったものとか。例えばそういうところに移動販売車に来ていただいて買物ができる場所であったり、そういうものをまたいろんなサウンディングの中で市民の皆さんの御意見を聞きながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子） 次に、ゴーちゃんタクシーについて、ゴーちゃんタクシーの停留所の増設についてお尋ねをいたします。

イオンが一時休業となったため、それまでイオン五條店で衣料品を買っていた方が衣料品を買えなくなり、車に乗れない高齢者の方々は大変困っておられます。現在、五條市でまとまった衣料品を売る店はしまむらしかないそうです。ところが、しまむらに服を買いに行こうとすれば、例えば二見地区からですと、ゴーちゃんタクシーで二見からバスセンターまで行き、そこでバスに乗換え、一番近い停留所、上今井で降りていかなければなりません。高齢者にとっては非常に負担となっている現状があります。

現在、ゴーちゃんタクシーの二見方面コース、牧野方面コース、北宇智方面コースのまちなか停留所は九か所あります。

五條市役所、五條バスセンター、JR五条駅、中央公民館、五條病院、カルム五條、田園一丁目、オークワ五條店、子どもサポートセンターの九か所です。新しくもう一か所、しまむらの近くにゴーちゃんタクシーの停留所ができれば乗換えなしで直接衣料品を買いに行くことが

できます。足を引きずって歩いて乗り換えていくのは大変だそうです。店の近くに停留所ができれば車に乗れない方、特に高齢者の皆さんは大変助かります。令和十一年度の新しいイオンのオープンまでの間だけ暫定処置でもいいので、衣料品を購入できる場所へ直接行けるよう、停留所を増設していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁を申し上げます。

議員お述べのとおり、イオン五條店の一時休業に伴い、衣料品等の購入が以前より困難となっている状況にあることは認識してございます。本市におきまして、令和四年度に策定いたしました五條市地域公共交通利便増進実施計画の中で、適材適所の公共交通を基本方針とし、これに基づきバスと乗合タクシーとの重複を防ぎ、支え合う交通網として国の認定を待っている経緯がございます。

停留所の増設に当たりましては、この計画を踏まえ、五條市地域公共交通会議での承認が必要となるほか、バスとの競合もある中、特に広域路線につきましては、沿線他市にも影響するため、当市の一存だけで実施できない事情もございます。

今までイオン五條店には乗換えなしで行けたこともあり、市民生活の利便性確保の面からは喫緊の課題であると考えますが、停留所増設には困難な面もあり、対応につきましては市全体で検討してまいります。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）できない理由をいつばい聞かせていただきました。

市の一存で実施できないことも、また地域公共交通会議での承認など、これ全て承知しておりますが、難しい面があるのは分かりますが、高齢者にとって乗り継ぎは負担であり、何とか改善しないと衣服が買えず生活に支障が生じています。このことは、イオンが休業する前から衣料品を買う店がなくなる、どこで買えばいいのか、困った困ったと市民の皆さんが言っておられました。

難しい面があるのはよく分かりますが、なるべく早く停留所を増設していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（窪 佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）イオン五條店の一時休業以降、公共交通利用者にとって衣料品の購入が困難になっていることは、喫緊の課題と考えております。

一方で、先ほど担当部長から申し上げましたとおり、ゴーちゃんタクシーの停留所設置につきましては、非常に難しい面もございます。こ

の問題に関し、市として市民サービスの維持向上に向け、どういった対応が可能か全庁的に考えてまいりたいなというふうに思っています。

今、もう議員お述べのとおりかなというふうに私も思っています。しかし、先ほど答弁がありましたように、やはりあそこは奈良交通の路線がございまして、あその路線に対しては五條市、御所市、大和高田市といった皆さん、負担をしております。そんな中、停留所を増設することも、非常にちよつと厳しい問題があるのかなというふうに思っております。そんな中で、私自身もバスのこと、乗合タクシーのことについて、この間から担当課とちよつと勉強いたしました。今、西吉野地区、野原地区、靈安寺地区であったり阪合部地区の中で乗合タクシーのことにについて、今、事業を進めています。そんな中において、二見地区であると乗合タクシーの停留所を決めて行く、そして乗換えにはなるんですけども、例えば何時の乗合タクシーに乗って現地の乗り換えたバスで奈良交通のバスでそこへ行く、こういったルートを担当課に問い合わせていただくと、何時にその乗合タクシーに乗って何時に到着する、帰りは何時の便があつてまた地元に戻つてこれる、こういったことの説明といたしますか、行くルートについて時間帯であったり、行きの便、帰りの便こういったことを教えてくれるシステムになってます。こういったことをちよつと市民の皆さんが本当に知つての方が少ないのではないかなというふうに思っていますので、この間、担当課のほうにも議会の皆様方にも一回御理解をいただいているかも分かりませんが、周知といいますか、皆さんにこのことについて報告をしてほしいというふうな指示を出しました。

私自身も全部は把握しているわけではございませんので、私自身も再度このことについて勉強してまいりたいなというふうに思っています。そんな中で、また皆さんにはお時間をいただくことになるか分かりませんが、改めてそういう時間を取らせていただきたいと思いますので、また、議員さんはやはり市民の皆さんとのパイプ役でもありますので、ぜひともその辺りも理解をいただいて、また御協力もいただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子） 新たな時刻表をつくりますということ、もうあれはとつてもいいかなと思うことで、私も広報のほうに載せていただきたいと言わせていただいたこともございます。ですけども、高齢者とは、もうその乗換えがとつても大変だということらしいです。体を悪くされておりますので、とにかく乗換えをなくしてほしいんやという市民の皆さんの声でございました。

今、地域公共交通の改善につきましては、これまで市長はスクールバスの距離基準の見直しなど、様々な改善に取り組んできておられます。五條市で高齢者が安心して暮らしていけるよう、柔軟な対応をお願いしまして、次の質問に移ります。

最後に、ふるさと納税についてお尋ねをいたします。

令和七年度の寄附額は、本年一月末時点で約三億円に達し、最高額を更新し続けているとのことでございます。

返礼品として、寄附者が五條市を訪れ、その魅力を直接体験できる体験型返礼品があるとのことですが、それはどのようなものでしょうか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

本市では、市内で利用できる宿泊券や観光タクシー券、ゴルフプレー券、ラフティング利用券、さらには市内の幅広い店舗で利用できるPayPay商品券など、多様な体験型返礼品を用意してございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）そしてこの体験型返礼品ですが、これはいつから取り組んでおられますか。利用者数も伺います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

体験型返礼品の提供につきましては、五條市がふるさと納税を開始した平成二十七年から実施してございます。

申込件数は、令和五年度が十六件、令和六年度は百二十四件となっております。

なお、一件の申込みにつき、複数名で利用されるケースが多いため、実際の利用者数は申込件数を上回るものと推測しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子）利用者が令和五年度十六件、そして令和六年度百二十四件と、この一年間で飛躍的に増えております。

今後の体験型返礼品の拡充について、これ以外に考えている取組はありますか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

さらなる体験型返礼品の充実に向けて、しめ縄づくり体験やフルーツ収穫体験など、新たなメニューの追加を検討してございます。

これらの体験型返礼品の充実を努め、より多くの方に五條市の魅力を体験いただけるよう、取り組んでいるところでございます。

以上、答弁いたします。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番、藤富美恵子議員。

○十二番（藤富美恵子） 人口が減少し続けている五條市でございます。ふるさと納税の返礼品として、五條市に訪れていただき、そして市内で宿泊していただき、また様々な体験を通して五條市の魅力を知っていただき、移住・定住のきっかけ、ひいては移住・定住につながっていくような魅力的な返礼品の充実に取り組んでいただきたいと思っております。

終わります。

○議長（窪 佳秀） 以上で、十二番、藤富美恵子議員の質問を終わります。

次に、六番、谷 勝啓議員の質問を許します。（「六番」の声あり）六番、谷 勝啓議員。

〔六番 谷 勝啓質問席へ〕

○六番（谷 勝啓） 議長から発言の許可をいただきましたので、六番、谷 勝啓の一般質問を始めさせていただきます。

二十歳の集いについて、（一）立見までいたが、狭い五條モールで開催した理由について。
なぜ、五條モールで開催となったのか、よろしく願います。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 六番、谷議員の御質問にお答えいたします。

これまで本市の二十歳の集いはベストライシダーアリーナで開催しておりました。しかしながら、本市の二十歳の集い対象者数は、近年減少傾向にあり、本年度の対象者は約二百人でした。例年の出席率は、おおむね八割程度であることから、出席者は約百六十人、保護者約三十人を含めて、約百九十人の来場を見込んでおりました。

ベストライシダーアリーナでの開催に際しては、会場が広くて寒い、駐車場から会場まで一定の距離があることから、晴れ着での移動は負担が大きいなどの声を毎年いただいております。

こうした状況や対象人数に対する会場規模を総合的に勘案し、五條モールを選定したものでございます。

以上、答弁いたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓） 椅子及び駐車場の数について答弁お願いします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

会場には、椅子を主催者、来賓を含め、二百七十五脚設置いたしました。

また、駐車場につきましては、主催者、来賓用を含め、二百四十台分を確保いたしました。

以上、答弁いたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）今後の開催についてお願いします。開催場所について。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

今後につきましては、開催場所なども含め、本年度の実施状況なども勘案しながら、開催会場や内容について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）一生に一度しかない二十歳の集いなので、全員の来場を見込んでいただきたいのと、保護者が三十人分は少ないです。写真を撮りに保護者、兄弟なども来ます。プラスバンド、ダンスの保護者も来ます。今年は風が吹いていたので、外で写真も撮れないので中がばらばらでした。

昨年までは、ベストラインシダーアリーナでしていましたし、今年も二十歳の集いの前日には消防の出初め式もベストラインシダーアリーナで行っており、床のシートも椅子も並んでいましたし、そのまま垂れ幕を変えればいいだけだと思います。来年はよく検討してよろしく願います。

二番、五條市職員の採用について。（二）過去三年間の職員採用人数について。

令和五年度から令和七年度までの過去三年間の採用人数について、募集から採用までの状況をお聞きます。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

過去三年間の採用人数につきましては、令和五年度は募集人数三十五人に対して応募が二百十三人、採用者が二十九人、令和六年度は募集人数三十二人に対して応募が百六十五人、採用者が二十六人、令和七年度は募集人数十九人に対して応募が七十人、採用者が十一人でございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）年々、応募者が減っています。令和五年度二百十三人、令和六年度百六十五人、令和七年度七十人、三年前の三分の一の応募人数になっています。今は、公務員が人気がないのか、民間企業が人気なのか分かりませんが、働きやすい職場にしていけないといけないと思います。補欠合格の数ももっと増やさないといいないと思います。募集人数と採用人数が同じ数になるように、よろしくお願いいたします。

二、五條市職員の採用について。（二）過去三年間の自己都合退職の人数について。

役職定年の六十歳までに退職された人数は何人おられますか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

過去三年間の役職定年前の自己都合退職人数につきましては、令和五年度が十七人、令和六年度が十二人、令和七年度が令和八年三月末の予定を含めて十七人の合計四十六人でございます。

以上、答弁いたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）次に、五條市役所職員採用についての（三）他団体への転職者数の把握について。

過去三年間で役職定年前の自己都合退職者合計四十六人のうち、国や他の自治体へ転職した人数は把握されているでしょうか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

団体間で行う履歴の引継ぎにより把握している人数でお答え申し上げます。過去三年間で、予定も含めた役職定年前の自己都合退職者合計四十六人のうち、国やほかの自治体へ転職の人数は十五人でございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）過去三年で四十六人が自己都合で退職している中、十五人は公務員に転職している中、三十一人は民間に転職しているようですね。四十六人中全員、仕事はまだ若いのでどこかで働いていると思います。働きやすい職場、働き方改革をよろしく願っています。

三番、土木、建設、道路工事の入札について。（一）入札金額など各ランクの工事件数の平等性について。

土木、建設、道路工事の入札についてということで、入札金額など各ランクの工事件数の平等性についてお聞きいたします。

五條市の入札制度では、土木工事ではその設計金額によってA一等級からD等級まで格付されており、A一等級やA等級の工事金額は大きく、登録されている業者が少ないです。D等級の工事であれば金額は少ないが、登録されている業者数は多くなるので、D等級に登録されている業者の中で約半数くらいは何年も落札できていない業者もいるのではないかと思えます。

また、年間を通じて設計金額の合計を比較してみると、D等級の金額はA一等級やA等級には及びません。

そこで、A一等級やA等級の工事の中身を分離分割して発注件数を平等にするなどの対策について何か考えておられるのか。市の考えをお聞きます。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

建設工事の入札に関しまして、従来から平等性、公平性を考慮していくことは大変重要であると認識しております。工事件数の平等性を確保する手段といたしまして、例えば、分離分割発注や格付の統合などが考えられますが、その実施につきましては、発注状況や落札状況を総合的に判断し、慎重に研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）入札に参入するためには、経営事項審査の申請で毎年十五万円、建設業の許可は五年に一回約十五万円かかります。土木Dランクで三年も落札を一本もしていない業者が四十七社中、十三社、土木Cランクで三年も入札していない業者が三十社中、十四社もあります。上のランクばかり出さずに、どのランクにも均等に平等に一年平準化でよろしく願っています。

四番、道路舗装の補修対策について。（二）危険な箇所及早急な対応について、よろしく願います。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）答弁いたします。

道路舗装の補修対応につきましては、簡易なものは職員によって補修を行っており、規模が大きいものは工事発注によって行っております。議員お述べのとおり、工事発注においては工事施工まで時間を要していることも事実であります。道路利用者安全・安心のために、民間事業者への包括的な維持管理業務の委託など、他の市町村の先進的な取組について研究してまいります。

以上、答弁いたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）道路緊急ダイヤルみたいな写真を撮ってLINEで送れるサイトが二つもありますが、全く追いついていない状況です。簡単な道路の穴などは職員が頑張って補修してくれてはいますが、常温合材レミファルトを使っていますが、これからの時期、特に暑くなると温度で沸いて車が踏むと外に飛び出し、余計に危ない状態になります。早めにアスファルト合材で補修すると道路が傷むスピードも遅くなります。五條市土木技術職員の手も足りていません。早急に対応できる取組をよろしく願っています。

五番、五條市土木技術職員の採用について。（一）過去三年間の土木技術作業員の人数について、令和五年から令和七年度までの過去三年間の採用人数について、募集から採用までの状況をお聞きます。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

過去三年間の土木技術職員の採用人数につきましては、令和五年度が募集人数五人に対して応募がゼロ人、令和六年度が募集人数九人に対して応募が六人、採用者が二人。令和七年度が募集人数四人に対して応募が一人、採用者がゼロ人でございます。以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）五番、五條市土木技術職員の採用について、（二）五條市独自の取組について。

土木技術職員確保に向けて、五條市独自にどのような取組をされているでしょうか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

五條市におきましては、奈良県人事委員会と共同による土木職員採用共同試験の実施や、一次試験から教養試験を撤廃し、専門試験のみによることで、専門知識を持つ志望者が受験しやすい試験方法の導入を行っております。

また、民間企業で培った土木技術経験者の経歴や土木に関する国家資格を有する人の一次試験の免除など、志望者の負担軽減を図るなどの取組を行っております。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）五番、五條市土木技術職員の採用について、（三）土木技術職員修学資金貸与制度の導入について。

奈良県では、土木に関する学科を選択し、卒業後に奈良県土木技術職員になることを志す者に修学資金を貸与するという制度がありますが、五條市でもそのような制度の導入は考えていませんか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

奈良県における土木に関する学科を専攻し、卒業後に土木技術職員としての道を志す方々に対する修学資金貸与制度は、組織の人材確保において非常に重要な取組であると認識しております。しかし、修学資金貸与制度の導入にあたっては、財源の確保や制度の持続可能性についても慎重に考慮する必要がありますので、これらの課題等も認識しながら調査、研究をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）五條市土木技術職員は、職員の中でも特に人手が足りていないと聞いています。採用人数も募集はしていますが、過去三年間で採用者がたったの二人です。土木技術職員の土木課が大変忙しく、建設土木工事が追いついていません。コンサルなどを入れるなど、土木管理課の負担軽減の取組をよろしく願っています。

六番、市庁舎における喫煙について。（二）喫煙場所、時間帯など。

喫煙場所や利用できる時間帯など、状況、現状はどうなっているか、よろしく願います。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

健康増進法の一部改正に伴い、五條市においても望まない受動喫煙を防止するため、令和元年七月から本庁舎、支所など全ての行政機関で電子たばこを含め、敷地内禁煙を実施してございます。

その後、各所からの喫煙所設置の要望を受け、令和五年九月に庁舎敷地外の市有地に喫煙所を設置いたしました。職員が利用する場合、勤務時間外または正午から午後一時までの休憩時間といたしております。

以上、答弁といたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）喫煙される職員にとっても働きやすい環境にすべきではないか、庁舎内で喫煙場所はつくれないか、答弁をお願いします。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

働きやすい職場環境づくりは大切であると考えておりますが、望まない受動喫煙を防止するため、喫煙環境に関しましては現状による運用を継続したいと考えてございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）私はたばこを吸いませんが、健康増進も分かりますが、隣の御所市、橋本市は庁舎建物を出れば喫煙場所が庁舎敷地内にあります。回数も常識の範囲内になっています。五條市のように、五條市役所敷地内を出て喫煙所まで歩いていくほどそんなに遠くはありません。喫煙時間も五條市のように一日一回昼休みだけではありません。喫煙場所が遠いところで、一日八時間労働で一回だけを知ったら就職別のところにする人もいるんじゃないんですかね。同じ庁舎の五條土木も昼だけではなく、回数は常識の範囲内です。昼一時間休憩もしますが、十五時にはラジオ体操休憩もしています。

自治体から自治体に、市から市、実績をそのまま持って転職できると聞いています。働きやすく、規則を緩くしないと五條市役所を選んでくれないと思います。

七番、土日祝日のイベント数について。（二）職員の休日勤務について。

休日のイベントで、五條市の職員が準備から片づけまでの運営に関わっているものがありますが、そのことにより職員の休日がなくなっている休めない状態になっているのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

休日勤務を命じた場合は、原則として振替休日や代休の取得を徹底するとともに、業務の平準化や特定の職員に過度な負担が集中しないよう努めているところでございます。

今後につきましても、職員の健康確保及び安心して働きやすい職場環境の整備に十分配慮してまいります。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）これから気候もよく、イベントが増えると思いますが、イベントを見ていると、段取り、片づけを入れたらイベント自体は一日でも二日、三日かかっているようです。どう見ても振替休日や代休の取得をできているようには見えません。日曜日にイベントがあるなら、土曜日に段取りしています。職員の健康確保及び安心して働きやすい職場環境の整備をよろしくお願いいたします。

八番、大塔ふれあい交流館夢の湯について。（一）進捗状況についてお願いします。

○議長（窪 佳秀）泉井大塔支所長。

○大塔支所長（泉井伸之）お答えいたします。

五條市大塔ふれあい交流館の再開に向けたこれまでの取組と今後についてですが、令和六年十月に再開に向けた事業に着手し、電気、水道の復旧、浄化槽の修繕、給水施設の清掃、修繕をこれまで実施、完了してきたところでございます。

現在は、地域の避難所施設、交流拠点として、安心・安全に利用できるよう施設改修を令和八年度中の完了を目指し取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）建物を新しく建てていくわけではありません。もう着工して一年半たちます。避難所施設、交流拠点としての早期完了をよろしく願います。

九番、市税の徴収について。市税の徴収についてお願いします。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

令和六年度決算時点で、市税現年度課税分の徴収率は九九・九〇％で、順位につきましては七年連続の一位でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）どのような取組をやってきたのか、答弁お願いします。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

税の公平性を図るため、また徴収率向上を図るため、平成二十七年八月から国税OBを滞納整理指導員として雇用し、滞納整理職員の育成と滞納整理を行える体制づくりに取り組んでまいりました。育成した担当職員の努力と積極的な滞納整理により、徴収率の向上につながっていると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）今後の取組についてお願いします。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

本市では、引き続き税の公平性を図るため、法令に基づき滞納整理を実施していくとともに、納付環境の整備、人材育成、分かりやすい納付の案内を進め、市民の納税意識の向上につなげたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）令和八年度からの債権管理について。

令和八年度からの債権管理はどのように行うのか、答弁をお願いします。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

令和八年度から機構改革により、収納課に代わって債権管理課が設置されます。これまでの市税の徴収に加え、他課で管理する債権のうち、

特に滞納整理が困難なものを引継ぎ、業務の効率化を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）徴収率九九・九％、県内十二市七年連続一位は職員の努力です。引き続きよろしくお願いいたします。

十番、子育て支援について。（二）紙おむつの無償配布事業について。

先日、令和八年度当初予算の概要について理事者から説明を受けました。その中で、五條市子育て支援として、子育ておむつ定期便、全ての子供の保育料、全ての子供の医療費、公立小・中学校の給食費、教育ソフト、以上五つの事業について、全ての保護者の所得制限なしで無償化することでした。

そのほかにも、様々な事業を展開することにより、五條市で子育てした場合、子供一人当たり約七百五十万円の支援になるとのことです。このように、五條市では子育て支援に大変力を入れていることはよく分かりました。

その中の一つである、紙おむつの無償配布事業についてお尋ねします。

当初予算概要の中でも掲載されているすくすく子育て定期便、満一歳までの幼児を養育する家庭に毎月紙おむつを宅配し、子育てに関する悩み相談や情報提供を行うとあります。

この事業について、私も周囲から非常に助かっている、大変喜んでおられるという声を聞かせていただいておりますが、乳児のいる世帯の把握方法と、今年度だけの子供に紙おむつを届けられたのかお尋ねします。よろしく願います。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

乳児がいる世帯の把握方法としまして、出生届の提出や、転入をされたときに児童福祉課に児童手当の申請に来ていただきます。その際に、紙おむつ配布の申請をしていただくことで把握しております。

また、保健師による新生児訪問も行いますので、乳児世帯を漏れなく把握することができています。

今年度の実績ですが、一歳の誕生日までの配布となりますので、昨年度に生まれた子供も含み、令和八年一月末時点で百三十四人に紙おむつを届けました。配布率は百％でございます。

以上、答弁いたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）百三十四人を訪問し、紙おむつを届けているとのこと。出生数は減少傾向にあるとはいえ、一歳まで毎月の配布となる
と、紙おむつの数も相当な数になると思います。

昨年度の実績として、紙おむつの購入費用は幾ら要したのか。また、この事業に対する国や県の補助金の有無についてお尋ねします。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

令和六年度の紙おむつ購入費用は約百八十万円でした。

なお、この事業については、国庫補助金がありますが、補助基準額が少なく、約七万円となっております。

以上、答弁いたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）紙おむつの購入費が約百八十万円で、補助金についてはほぼないに等しいという額ということ。国や県の補助が少ない
中、この事業に取り組んでいただいていることはありがたいことと感じています。

この紙おむつの無償配布事業について、他の自治体でも実施されていると思うのですが、五條市と他の自治体の取組で違う点、また事業効
果についてお尋ねします。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

昨年度調べたところ、毎月、職員が家庭を訪問し、紙おむつをお届けしているのは五條市だけです。

宅配業者が届けるのではなく、職員が家庭を訪問し、子供の発育状況の確認、子育てに関する悩み相談や情報の提供に努めているところが
本市独自の取組です。育児の孤立化を防止し、児童虐待の予防にもつながり、精神的な支援になっていると考えております。

以上、答弁いたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）職員が家庭を訪問し、紙おむつを届けるだけでなく、子育ての悩み相談などを行い、精神的な支援となっていることを答弁
をいただきました。結婚し、五條市に來られた方が出産し子育てをする中で、相談相手もない、頼れる人もいないという方にとって、対面

で相談を行うということは、子育てをしている方にとって大変心強い支援になっていると思います。

子育て世帯の精神的な支援というのは、大変重要なことであると認識しています。育児の孤立化の防止、児童虐待の予防にもつなげる。今後、子育て世帯への支援を継続してお願いしたいと思います。

精神的な支援とともに、経済的な支援も重要であると考えています。現在、毎月配布している紙おむつは一パックと聞いてます。これを二パックに増やし、もう一步経済的な支援を進めることはできないか、お尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答えいたします。

子育て支援については、紙おむつの無償配布事業だけではなく、限られた財源を活用しながら様々な事業を展開し、今後も子育て支援を継続してまいりたいと考えております。紙おむつを増やすことについては、慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）六番、谷 勝啓議員。

○六番（谷 勝啓）五條市独自の取組、心配りありがとうございます。

紙おむつ一パックでは半月しか持ちません。もう一パック、二パックを配布していただければ一か月持ちます。買い足す必要もなくなりません。検討よろしくお願いたします。

これで谷 勝啓の一般質問を終了します。

○議長（窪 佳秀）以上で、六番、谷 勝啓議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、十一時十五分まで休憩いたします。

午前十時五十九分休憩に入る

午前十一時十五分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第一号 専決処分の報告について（五條市監査委員に関する条例の一部改正）。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）失礼いたします。ただいま上程いただきました報第一号 専決処分の報告について（五條市監査委員に関する条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページから三ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和六年六月二十六日に公布され、令和八年九月二十四日から施行されることに伴い、地方自治法第八十条第一項の規定により、令和八年一月十六日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書三ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市監査委員に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

改正内容につきましては、地方自治法に公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより規定が追加されたことに伴い、引用しております条文の整理をするため、第十二条中、「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改めるものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

施行期日について定めており、令和八年九月二十四日から施行するとしております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）この附則で九月二十四日からとなっておりますけれども、一月に専決処分をされて、この九月に至る理由を教えてくださいますか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）十番、山口議員の御質問にお答えいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が令和七年十一月二十八日に公布され、当該地方自治法の改正が令和八年九月二十四日と確定しております。

改正内容を精査した結果、早期の改正が可能であると判断し、本年一月十六日に専決処分を行ったため、三月定例会に報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

以上で、報第一号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第三、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第二号 専決処分の報告について（五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長 栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光）失礼いたします。ただいま上程いただきました報第二号 五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四ページから六ページを御覧ください。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和六年六月二十六日に公布され、令和八年九月二十四日から施行されることに伴い、地方自治法第八十条第一項の規定により、令和八年一月十六日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正内容につきましては、地方自治法に公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより規定が追加されたことに伴い、引用しております。また、第五條中、「第二百四十三條の二の八」を「第二百四十三條の二の九」に改めるものとさせていただきます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明申し上げます。

施行期日について定めており、令和八年九月二十四日から施行するものとしております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

以上で、報第二号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第四、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第三号 専決処分の報告について（五條市火入れに関する条例の一部改正）。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。横谷産業環境部長。

〔産業環境部長 横谷隆仁登壇〕

○産業環境部長（横谷隆仁）ただいま上程されました報第三号 専決処分の報告について（五條市火入れに関する条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書七ページから九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和七年十二月十一日付で公布された奈良県広域消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、五條市火入れに関する条例の一部改正について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和八年一月十六日をもって専決処分したため、同条第二項の規定により、その旨を議事に報告するものとさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書九ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、文言を改めるものでございます。

内容は、本文第十四条第一項中、「乾燥注意報」の次に「林野火災注意報、林野火災警報」を加え、同条第二項中、「又は火災警報」を「林野火災注意報、林野火災警報、若しくは火災警報」に改めるものでございます。

本則は以上になります。

続きまして、附則について御説明申し上げます。

まず、第一項で施行期日について定めており、公布の日から施行することとしております。

次に、第二項で経過措置について定めており、改正後の第十四条の規定は、この条例の施行の日以降に行われる火入れについて適用し、同日前に行われる火入れについては、なお、従前の例によるものとしております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）この条例ですんやけれども、たき火等の範囲について届出とかそういうふうなのは事前にいると思うんやけれども、その農家の人が柿の枝とかを燃やしたりする場合に、その日、明るる日、一日じゃなしにずっと継続してありますやんか。そういう場合は、適用されるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）吉田議員の御質問にお答えいたします。

まず、このたき火でございますが、器に入っていないもの、バーベキューこんろであるとか七輪以外のものについては、全て届出いただくということに消防の条例でなっております。

期間等につきましては、届出ですので届けたからといって許可を受けるということではなくて、届出をしていただくときにそういった形の期間等も消防のほうに御説明いただくということになるかと思っております。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範） そうした場合には、その届出は市役所で行うのか、危機管理課で行うのか、市役所の。それとも農家の方が消防署に行くと、届出をするのか、その辺りちよつと詳しくお願いします。

○議長（窪 佳秀） 辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝） お答えいたします。

まず、この届出でございますが、農林政策課でされます火入れ許可とは別に消防のほうにお届けをいただくということになります。

まず行かれる前に、五條消防署消防本部のほうに御相談いただいて、申請書がございます。今回、今年度につきましては、紙で提出というようなことを確認しておりますが、私どもも電子的にインターネットでありますとか、そういったものを通じて対応いただけないかということとでお願いはしております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範） そうしたら、この届出は消防署へ行く。そやけれども、農林のほうでも事前にしますということ届けらなあかんわけですかね。もう消防署だけでよろしいんですか。

○議長（窪 佳秀） 横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁） 十一番、吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

この五條市火入れに関する条例でございますが、目的としまして、五條市内の森林または森林の周囲一キロメートル範囲内における土地における火入れに関する森林法の第二十一条の許可の手續として必要なこととございますので、その点につきまして該当があるようございしましたら、農林政策課のほうに届出になるということとでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） すいません、乾燥注意報の次に林野火災注意報、林野火災警報を加えるってあるんですけど、イメージ的に先に注意報じゃないかなと思うんですけど、これは一緒の感覚でいいんですか。注意報と警報というのは一緒、二つセットっていうか、イメージ的には注意報の次に警報と思うんですけど、ちよつとその辺御説明お願いします。

○議長（窪 佳秀） 横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）一番、田中議員の御質問にお答え申し上げます。

まずは注意報が発令されると思います。その後、注意報の出るときに強風が予想される場合、警報が発令されることとなると思いますので、その分で書いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）ありがとうございます。答弁いただいたように、注意報が来てから警報が来るという認識でよろしいですか。分かりました。ありがとうございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）先ほど、危機管理監がおっしゃっていたデジタルでもできるように、携帯やかパソコンからでも消防署へその届出ができるように、ちよつと消防署のほうにもそういうふうにはプッシュしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

以上で、報第三号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第五、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長 栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光）ただいま上程いただきました報第四号 専決処分の報告について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、市道の管理瑕疵による車両の損傷の損害賠償について、相手方と和解及び損害賠償の額を定めたため、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和八年一月十六日付をもって専決処分したため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。議案書の十一から十二ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県五條市靈安寺町八百三十六の一、山田哲也氏です。

和解の内容につきましては、市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金十六万四千六百四円を相手方に支払い、本件示談のほか、市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

事故の内容は、令和七年十二月十二日、午前九時三十分頃、五條市靈安寺町内にある市道靈安寺二十二号線を自動車で行中、側溝に設置しているグレーチングを跳ね上げ、車両のフロントドアammadガード・リアバンパーを損傷したものでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）以前にもこういった同じような事故がございました。これ、もしもそばで人がいた場合に、大変重大事故、人身事故にもつながりかねないような事案でございます。

この事案を受けまして、市としての対応いたしますんかね、この現場でのグレーチングの改善とかそういった改善どうなされたのか教えてくださいませんか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）十番、山口耕司議員の御質問にお答えいたします。

現場は、U字溝の改修工事を実施しており、現在グレーチングは安定して設置しております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）事故が起こった後、U字溝は再設置した言うんですか。そもそもそのU字溝のところにはきちつとはめ込んだ形じゃなくつかぶせて、中にはね、ずれ防止のアンクルが入つとると思うんですけれども、そこから横向いて出たグレーチングだと思っただけでも、そういったものを使いますと、どうしても経年劣化で反り上がってくる、だからその事故が起こるんだと思っただけです。その辺の改善に向けての措置をきちつとせんとあかんと思っただけです。

一つの方法としては、そのグレーチング全体を連結するとかいう方法があるかと思っただけでも、そういった措置はされておるんですか。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

現場ですが、経年劣化によりU字溝の側面が破損しており、U字溝が不安定な状態で車が乗り上げたため、事故が起こったわけでございます。

今、議員お述べのとおり、連結等予防措置というのをまた講じていかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 何度も同じような事故を繰り返さないということは大事ですわ。もしも、それが人がそばにおれば人身事故につながりかねない事案だと思います。

この補償の財源、保険だと思うんですけども、これ保険が全てなんですかね。その辺教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

議員お述べのとおり、保険での対応となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実） ちょっと聞きたいんですけど、この事故をしたときに、そのグレーチングを跳ねて事故したつちゅうことなんですけれども、その事故をしたその事故証明というのは、警察に届けてそれを受理した上で、市が判断しとるんですかね、その物損とか。そこで事故したかどうかという確認はどのような形で取られているのか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） 九番、福塚議員の御質問にお答えいたします。

事故、起こりまして警察に届出いたしましたして、当方の保険会社と現場で事故原因を究明いたしましたして、市の瑕疵を認めたわけでございます。以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実）ということは、その事故を起こされた方がそこにグレーチングとか車はめて、そして警察に届けて、それを市も一緒に確認した上で、そこで事故起こったということに確認しておるといふことなんです、それでいいんですね。

万が一、警察の立会いに市も一緒に行つとるんですかね、その事故現場に。その辺は教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

先ほど、警察と立会したということなんですけれども、警察には事故の報告ということではなく、市のほうに報告があったということでございます。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実） だからそこで事故を起こしたという証明はどのような形で確認されるのか。もしそのグレーチングで浮き上がってそこに車はめて、そのはめとる現場を確認しとるのか、写真で確認しとんのか、また警察等に事故証明等が上がってきて、こういう形で事故した、ほんで物損事故になってます、保険会社からその写真の提示を求められて、それを確認した上でここで事故が確認した、またその当事者に対して、市の職員が立ち会つてこういう形で事故したというのを確認取れるのかどうか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

まず、事故当事者と市とは現地で立会をいたしております。それと、保険の確認なんですけれども、被害者に聞き取りを行った後、警察へ確認はしておりますが、事故発生の対応は、引受け管理会社である損保ジャパン株式会社で道路賠償責任保険事故報告書を提出し、現地で事故の内容を確認しております。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

以上で、報第四号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第六、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第五号 専決処分報告、承認を求めることについて（令和七年度五條市一般会計補正予算（第七号））。

○議長（窪 佳秀） 報告を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和七年度五條市一般会計補正予算（第七号））議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、衆議院の解散と同時に予算執行が必要であることや、武道場改修事業に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和八年一月二十三日付で専決処分をしたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和七年度五條市一般会計補正予算（第七号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正でございます。その総額にそれぞれ五千五百十八万八千円を追加し、総額二百二十六億五千五百四万五千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

七ページの歳出を御覧ください。

総務費、選挙費、衆議院総選挙費の二千六百三十三万七千円でございますが、衆議院解散に伴う第五十一回衆議院総選挙費として所要の額を計上するものでございます。

次に、八ページを御覧いただきたいと存じます。

教育費、中学校費、学校管理費の二千八百八十五万一千円でございますが、五條東中学校武道場つり天井落下防止対策事業を行うため、所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

五ページの上段、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入を御覧いただきたいと存じます。

地方交付税において百三十五万一千円を、県支出金において二千六百三十三万七千円を、市債において二千七百五十万円を追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

教育費、中学校費の五條東中学校武道場改修事業の二千八百八十五万一千円でございますが、適正な工期を確保するために、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）五條東中学校の武道場改修事業についてお伺いしたいと思います。

私自身もここは体育館という認識がございませんで、体育館であれば国のそういった耐震の補助金が出ると思うんですけれども、この財源について、市債となっておりますけれども、こういった財源をお使いになったのか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）十番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、補助金につきましては、今回の早期の修繕ということで、補助対象とは今回は事業としてはいたしておりません。財源といたしましては、緊急防災・減災事業債を充当する予定でございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）緊防債の補助金、これが市債に当たるわけですか、緊防債。

だから、緊防債は国からの補助金制度じゃないですかね、その辺ちよつと教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）窪田財政課長。

○財政課長（窪田真也）御答弁申し上げます。

緊急防災・減災事業債は起債の種類の一つでございます。

補助金ではございません。（「十番」の声あり）

○十番（山口耕司）返さんなあかんの。

○財政課長（窪田真也）そうです。市が借入れをして償還をしていくという形で、後年の償還に交付税が入るとい、そういう仕組みになってございます。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）市がまた返していかなあかん、これ100%返していかなあかんのですか、その辺いかがですか。

○議長（窪 佳秀）窪田財政課長。

○財政課長（窪田真也）御答弁申し上げます。

100%借りたものを返していく中で、償還についてその年度において交付税が70%算入されるというスキームになってございます。以上です。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）学校等の耐震補強の財源については、文科省のほうから指針が出ておったかと思うんですけども、それよりか優位なこの緊防債を使ったということでしょうか。

学校の耐震補強に関しては、割合は三分の一でしたんかな、三分の二でしたんかな、その辺ちょっと分かる範囲で結構ですんで、教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）確かに、国庫補助ということ対象にはなるといことで、具体的にどちらが有利であるかといところ、額まではちょっと積算してないところでございます。

今回のほうは補助金対象にはしてないといところでございます。

○議長（窪 佳秀）窪田財政課長。

○財政課長（窪田真也）御答弁申し上げます。

議員お述べのとおり、補助金の対象になっていくと当然補助が付きまして、その裏の部分につきまして市の負担について通常は市債を起こしてという形になっていくところはございます。

今回、補助金の採択を得てないというのは、緊急を要しているというところで、早急に対応する必要があるというところで対応した、結果として、その財源として市債を充当しているという形になってございます。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 緊急を要する、子供たちの安全・安心を考えれば急ぐべきことだったかもしれませんが、そもそもの話ですやんか、そもそもこれ私も最初申し上げたように、体育館という認識が私自身はなかった。

五條市にこの揺れを防止するための国の補助金、耐震の制度が出てますというお話も以前させていただいたことがございました。そうした中で、私はこの武道場が該当するとは思っていなかったもので、気づくことができませんでした。

普通の体育館でしたら、天井等は全て直接照明器具が付けられておって、天井等加工するいうんかね、天井板を張ってない体育館ですんで、当然のことながらそういった対象工事にはならなかったわけですけれども、今回そもそもの話、いわゆるその計画をやっていけば、その学校の耐震化の補強の補助金が使えたんではないかなと思うんです。

早くしなければならぬ、せやけれども、地震起こったら大変なんで早くしたということなんでしよう、子供たちの安全・安心を思えば。

そして、またこの休みを考えれば、国の補助金取りにいっとる間にきちっとこの緊防債を使えるという意味で使ったわけですけれども、やはり気が付かなかつたということと、国のこの補助金の使い方を検討していただかなくてはならなかった。

また、この早期にこれ入札についてなんですけれども、これ、随契でしょ、だから競争入札を行っていなかったというこの二つの問題点があるかと思うんですけれども、その辺いかがですか、入札に至らなかった理由いかがですか。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。

令和七年十二月に文部科学省の公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果公表に伴い、県が県内公立学校の状況を公表したことで、現状の東中武道場のつり天井の防止対策が必要であるということを初めて認識して、その指摘を受けて、早急に対応を行うということを行ったというところでございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 指摘があつて初めて分かつたというところで、致し方ないかなと思つたりもするんですけども、やはりその辺、専決というよりも、ちよつと入札していただきたかつたな、入札すれば専決のここの議案にも上がつてこない事例かなと思います。

そういったところ、急ぐにしても、これ来年度に繰越しになるわけじゃないですか、その辺もね、もう既に発注もされておつて図面も見せていただいておりますけれども、やはりそれを今後またしつかりと精査していただいて、よりよい方法を考えていただきたいと思いますんで、意見として言わせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二） すいません、役務費の手数料のことにつきましてお伺いしたいんですけども、二十七万五千円、これの中身につきまして、どういった手数料なのか御説明いただけますでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 三番、中本議員の御質問にお答え申し上げます。

敷き込みということで、柔道の畳ということ、まず東中の畳を全部まず一旦道場が撤去しなければならぬということで、その後、設置するときにかなりの微妙なずれ、そういうものが発生するということもありまして、専門の業者にそこに入っていたく。

そして、北宇智の今、代替の体育館、代替の施設として用意しているところでございます。

そこにおきましても、設置に当たつて業者の確認を行うための費用ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二） そしたら、その敷き込みの手間、手間賃というか手間賃でよかつたですかね、そういった認識でよろしいですか。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。

費用の中身については、その敷き込みに当たる監督といえますか、指揮といえますか、そういうところにあります、その経費になるということでございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そうしましたら、こういつてやれよ、ああいつてやれよっていう、まあ言えば指導ですね、専門家の指導員に対する手数料というふうな今の御説明だと思っんですけれども、仮にこの撤去、敷き込みにつきましてはどなたがされるんですかね。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。
株式会社九櫻大阪支店になります。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）大阪の業者さんということで、手数料ってということで、契約も何もしないで対価に対してお支払いをしておるといふ部分かなと思います。

続いてですね、委託料、これ代替練習場までのこの、どういんですかね、送迎に関する委託料かと思うんですけれども、これの契約方法と積算根拠のほうをお願いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

契約につきましては、随意契約を行っております。

積算につきましては、三月中旬から四月中旬ということで、春休み中の運行で十回、通常授業終了後の運行で十六回を予定しています。

春休み中の運行十回分で三十九万四千八十円、通常授業終了後で十六回、六十八万一千二百二十円、合計百七十五万二千円を予定しているところでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）言わんと思っただけですけども、以前に官製談合事件がございまして、この柔道場の畳の敷き込みについて調査をさせていただきます。

そのときに手数料ということで、体育館の畳を敷き詰めるのに、ある業者を、いわゆる架空とみなされる業者を使って敷き込みを行ったわ

けです。

そういった経緯も部長御存じだと思っんです。その辺、過去にあったことは繰り返さないと思いますが、その辺は大変敏感になっておるわけですよ。

ですんで、その辺のことも含めて、やはり公的な入札を実施すべきだと私自身はこう思う次第でございます。

幾らこの二十七万五千円であっても、当然、敷き込みには手間がかかるような量だと聞いております。裏に水でぬらして、そして動かないように固定していかなくてはならないもんだと思っんですけれども、その辺も随契になるんか分かりませんが、もともとのこの発想から慌ててするから、結果的にこういうことになっていくんではないかなと思っんです、意見として言わせていただきます。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀）質疑が終わりました。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っますが、御異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時十六分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）日程第六、報第五号の議事を継続いたします。

この際、申し上げます。

先ほどの質疑におきまして、三番、中本賢二議員の質問に対しまして、安満教育部長から答弁がありました。理事者側からこの答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ございません。

報第五号、専決処分報告、承認を求めることについて、三番、中本議員から五條東中学校武道場天井修繕に係る手数料の二十七万五千元について、畳の撤去、敷き込みは誰が行うかとの質問がございました。

私は畳の撤去、敷き込みは、株式会社九櫻大阪支店が行うと答弁いたしました。

しかしながら、正しくは、畳の撤去敷き込みは市職員が行い、株式会社九櫻大阪支店は畳の撤去、敷き込みに係る指導、監督を行います、が正しい答弁でございました。

答弁を訂正しておわび申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（窪 佳秀） 以上で答弁の訂正を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第七、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 報第六号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（窪 佳秀） 報告を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長 栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第六号 専決処分分の報告につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、追加議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、市道の管理瑕疵による車両の損傷、損害賠償について相手方との和解及び損害賠償の額を定めたため、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和八年二月二十七日付をもって専決処分をしたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

追加議案書の二から三ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県五條市霊安寺町八百三十七番地、山田圭氏です。

和解の内容につきまして、市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金十四万一千九百七十七円を相手方に支払い、本件示談のほか、市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認しました。

事故の内容は、令和七年十一月十日、午前九時、五條市霊安寺町地内の市道霊安寺二十二号線を相手方の妻が自動車で行中、側溝に設置しているグレーチングを跳ね上げ、車両のフロントフェンダーを損傷したものです。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実）先ほどの質問と重なるんですけども、これは先ほどあった方々と、これは別の方なんですか、この妻って書いてあるのがよく分からないので、その辺はどうなんですか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）九番、福塚議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの案件とは別の方でございます。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実）金額も近いような、先ほどと近いんで、車は一体車種何なんですかね。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

軽自動車でございます。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実）車種とか、そんなんは分からないんですね、年式もですね。

軽自動車って幅広いんで、ちよつと分かりにくいんですけど。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

ダイハツのムーブでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

以上で、報第六号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第八、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第一号 五條市学校教育施設整備基金条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第一号 五條市学校教育施設整備基金条例の制定につきまして、提案理由の御説明をいたします。恐れ入りますが、お手元の議案書十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、本市の学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てることを目的として、五條市学校教育施設整備基金を設置するための条例を制

定することについて、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものとさせていただきます。

本条例制定につきましては、本市が公立学校施設整備費補助金を活用して整備した公立学校施設を財産処分し、有償貸付けして利活用することについて文部科学省と協議した結果、国庫返還金相当額を市の基金に積み立て、今後の本市の学校教育施設整備費として活用することが同省より承認されたため、条例を制定しようとするものでございます。

なお、今回の対象施設は、旧五條市立阿太小学校になります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

お手元の議案書十六ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では、五條市学校教育施設整備基金の設置について定めております。

第二条では、基金として積み立てる額について定めております。

第三条では、基金の管理について定めております。

第四条では、基金の運用から生じる収益について定めております。

第五条では、基金の処分について定めております。

第六条では、基金の繰替運用について定めております。

第七条では、必要な事項に関しての委任について定めております。

附則については、施行日を定め、公布の日から施行することと定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）これは毎年同額を基金として積み立てるものか、それとも違うのか、年によって、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）十一番、吉田雅範議員の質問にお答え申し上げます。

今回の基金の額につきましては、国が定めた額、文科省との協議の上、この額を一括、この額のみ額となります。

額につきましては、一千八十三万三千六百十円の額を一括で積み立てることになります。

以上答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）それはどこから、一般財源から出てきたものか、それとも売却をした金額なのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）窪田財政課長。

○財政課長（窪田真也）御答弁申し上げます。

一般財源になります。

以上です。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第九、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第二号 五條市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚）ただいま上程されました議第二号 五條市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十八ページを御覧願います。

本案は、子ども・子育て支援法第五十四条の三において準用する同法第四十六条第二項の規定に基づき、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、制定内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページから二十ページまでを御覧いただきたいと思います。

本条例の制定につきましては、国の方針等に基づき、本年四月から新たに実施予定である特定乳児等通園支援事業、いわゆる通称名ではありませんが、こども誰でも通園制度の導入に伴うための条例整備を行うものであります。

まず、制定条例の本則でございますが、第一条では、五條市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする趣旨に関して定めております。

次に第二条では、本条例で使用する用語について定めております。

次に第三条では、運営基準について定めております。

次に第四条では、暴力団の排除について定めております。

次に第五条では、本条例に定めるもののほか、運営基準に関し必要な事項は市長が別に定めるものとしております。本則は以上でございます。

附則につきましては、施行期日を令和八年四月一日とし、経過措置を定めております。

以上で、議第二号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第三号 五條市行政手続条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議案第三号 五條市行政手続条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十一ページを御覧願います。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に準じた規定の整備を行うため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものとございます。それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書の二十二ページ及び二十三ページを御覧願います。

まず、第十五条でございますが、行政手続法の一部改正に準じ、許認可等を取り消すなどの不利益処分を行うときの聴聞の通知について、名宛人が所在不明である場合、掲示場に掲示する方法に加え、インターネットを利用した方法により行えるよう規定を整備するものとございます。

次に、第十六条、第二十二條及び第二十九條でございますが、第十五條の引用規定について、文言の整理を行うものとございます。続きまして、附則についてでございます。

まず、附則第一項におきまして、施行期日を定め、令和八年五月二十一日から施行するものとしております。

次に、附則第二項におきまして、経過措置を定め、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行う公示送達等に適用するとしております。以上で、議案第三号、五條市行政手続条例の一部改正についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範） これ、不明の場合は掲示するってなつとんやけれども、それでインターネットを利用した規定を整えるっていうことですね、これは個人情報保護法には抵触せえへんわけですね、その辺ちよつと確認したいと思えます。

○議長（窪 佳秀） 池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶） 十一番、吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

デジタル庁が発出する運用方針に基づき、ファイルの画像化や検索エンジンによる検索結果に表示されないよう、ホームページを改修するなど、インターネット上の機械的な情報収集手法の対策を行うこととしております、問題ございません。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十一、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長 栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光）ただいま上程いただきました議第四号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和七年十二月二十六日に公布され、令和八年四月一日から施行されることに伴い、本市においても、五條市道路占用料に関する条例に定める占用料の額を改定するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めらるるものがございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書の二十五から二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市道路占用料に関する条例の別表（第二条関係）に記載されている占用料の額を改定するものがございます。

改定額の例として、第一種電柱が一本につき一年間で占用料を四百二十円から五百七十円に、外径が○・○七メートル未満の地中埋設物が長さ一メートルにつき、一年間で占用料を十六円から二十二円に改定いたします。

最後に、附則につきまして、政令の改正時期に合わせ、本改正条例の施行期日を令和八年四月一日と定めるものがございます。

以上で、議第四号、五條市道路占用料に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）この電柱であったり電線であったりした部分ですけれども、これは相手方から直接振り込まれるものだと思うんですけども、この変更になったことに対して相手方に通知を行って今度振り込まれるのか、その辺の手続どうなるんですか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）十番、山口耕司議員の御質問にお答えいたします。

こちらから占用料の改定ということをお伝えさせていただいて振り込んでいただくというふうでございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）地方自治法改定ということで、相手方も周知はされるかなとは思いますが、これが全国同一的な金額なのか、その辺も教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

市町村ごとに固定資産税課税評価額等に差があり、一律に占用料を定めることが不相当であることから、固定資産税評価額を基に市町村を第一級から第五級までの五つに区分しております。

ちなみに、五條市は第四級地となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十二、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五号 五條市準用河川管理条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長 栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光）ただいま上程いただきました議第五号 五條市準用河川管理条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の三十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和七年十二月二十六日に公布され、令和八年四月一日から施行されることなどに伴い、本市においても、五條市準用河川管理条例に定める流水・土地占用料の額を改定するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の三十一から三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市準用河川管理条例の別表（第七条関係）に記載されている流水・土地占用料の額を改定するものでございます。

改定額の例として、第一種電柱が一本につき年間占用料を四百二十円から五百七十円に、仮設建築物一平方メートルにつき一年間の占用料を七十六円から百円に改定いたします。

最後に附則につきまして、政令の改正時期に合わせ、本改正条例の施行期日を令和八年四月一日と定めるものとございます。以上で、議第五号、五條市準用河川管理条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）先ほども聞かせいただきましたけれども、これ全体で五條市として幾らの増収になるのか、分かる範囲で教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）十番、山口耕司議員の御質問にお答えいたします。

令和七年度ですが、先ほどの市道にしましては約九百三十万円、準用河川につきましては約一万六千円でございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）今、御答弁いただいたのは、令和七年度の収入が九百三十万円、ほんで河川のこのところが一万六千円、それはどれぐらい増収になるんですかということをお願いします。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）失礼いたしました。

御答弁申し上げます。

増加額といたしまして、令和七年度ベースでいきますと、約三百二十五万円の増額、市道ですね、それと、準用河川につきましては、約五千五百七十円の増額となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よつて、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十三、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長 栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光）ただいま上程いただきました議第六号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和七年十二月二十六日に公布され、令和八年四月一日から施行されることなどに伴い、本市においても五條市法定外公共物の管理に関する条例に定める占用料の額を改定するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、本議決を求めるものでございます。

それでは、改定内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の三十五から三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市法定外公共物の管理に関する条例の別表（第七条関係）に記載されている占用料の額を改定するものでございます。

改定額の例として、第一種電柱が一本につき年間占用料を四百二十円から五百七十円に、外径が〇・〇七メートル未満の地中埋設物が長さ一メートルにつき一年間の占用料を十六円から二十二円に改定いたします。

最後に附則につきまして、政令の改正時期に合わせ、本改正条例の施行期日を令和八年四月一日と定めるものでございます。

以上で、議第六号、五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）先ほどは道路と河川、準用河川ですね、なっておりますけど、今回この法定外公共物というのはどういったものに当たるのか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）十番、山口耕司議員の御質問にお答えいたします。

法定外公共物とは里道等を指すものでございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）分かりました。

昨年度の収入額と、予想される収入額教えてください。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

令和六年度の占用料ですが、二十万七千六百九十円でございます。

増額の金額といたしまして、令和七年度は想定される金額といたしまして、三十七万五千八百五十円でございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）令和六年度違いまして、令和七年度の収入実績と、予想される金額を教えてくださいということです。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）失礼いたしました。

令和七年度は想定されるのが三十七万五千八百五十円。

ここから金額の改定におきまして、増額は十三万一千五百四十八円となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十四、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第七号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚）ただいま上程されました議第七号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十九ページを御覧願います。

改正の理由につきましては、令和八年四月一日から、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、保護者が負担すべき費用について定める必要があるため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるとしております。

それでは、改正する内容につきまして御説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書四十ページを御覧願います。

まず、改正条例の本則でございますが、第一条中「一時預かり事業」の次に、「及び乳児等通園支援事業」を加え、「及び」を「並びに」に改めるものでございます。

次に、第二条に乳児等通園支援事業は、五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年十二月、五條市条例第三十二号）に基づき行われる保育を言うという定義を定める一項を加えるものでございます。

次に、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第五条で、利用料について市長は乳児等通園支援事業を実施したときは、利用した保護者から乳幼児一人につき一時間当たり三百円の利用料を徴収するという規定を定めるものでございます。

本則は以上でございます。

次に、附則につきましては、改正後の本条例の施行期日について定めており、令和八年四月一日から施行することとしております。
以上で、第七号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）これ乳幼児一人一時間当たり三百円となっておるんですけども、この最大の延長は何時間まで見ていただけるんですか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）現時点では、月上限十時間ということに定める予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）これ月十時間間つていうことですから、今までの利用者はどうでしたの、それで賄っていけとったんですか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

四月一日から導入する通園事業ということでございます。

今まで実績はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十五、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第八号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。亀田すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 亀田和章登壇〕

○すこやか市民部長（亀田和章）失礼します。

ただいま上程いただきました議第八号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十二ページを御覧いただきたいと存じます。

変更内容でございますが、第二条第二項及び同条第三項並びに第二十一条第一項中、基礎課税額の限度額を「六十五万円」から「六十六万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「二十四万円」から「二十六万円」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）県内統一の保険料になっておって、保険料が賄えなくなってくるんで上げると、またそれを上げなければ市町村の負担が増えてくるという理由だと思うんですけれども、この六十五万円また二十四万円、十七万円この対象者の方それぞれ五條市何人ぐらいいてはるか、利用人数、利用人数いいますか、対象人数を教えてくださいいただけますか。

○議長（窪 佳秀）亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章）十番、山口耕司議員の御質問にお答え申し上げます。

保険料に関しては、令和八年度の保険料に関しては令和七年度中の所得に基づき計算されるものでありますので、今時点で何世帯とかっていうのはお答えできないんですけれども、令和七年度中に限度額に達しているその世帯数といたしましては、現行上限六十五万に達している世帯数は八十九世帯。後期高齢者の支援、課税額の上限に達している世帯は九十一世帯であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）国民健康保険税を納めていらっしゃる方、全体で何世帯ぐらいありますか。

○議長（窪 佳秀）亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章）お答え申し上げます。

国民健康保険の二月末現在で四千百五十五世帯あります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 四千世帯あまりの方が国民健康保険に入っている。個人事業主がほとんどの方だと思う。はい。ということではパーセントにしたらく僅かなパーセントになってこようかと思うんですけども、この方たちに対しての周知についてお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章） お答え申し上げます。

国民健康保険の取得、保険税に関しましては、七月から保険税の課税が始まります。ですので、それまでには保険税額が決定したときにはもちろんお知らせはさせてもらうんですけども、広報とかでこういうふうな形になりますっていうことは四月号で周知させていただきました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十六、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第九号 五條市都市計画審議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長 栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光） ただいま上程いただきました議第九号 五條市都市計画審議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十三ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、市の機構改革に伴い、本条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十四ページを御覧願います。

初めに、改正条例の本則でございますが、第一条では、五條市都市計画審議会条例の一部を改正するものでございまして、第九条中、「ま

ちづくり推進課」を「都市整備部」に改めるものでございます。

第二条では、五條市地籍調査推進委員会条例の一部を改正するものでございまして、第七条中、「土木管理課地籍調査室」を削るものでございます。

次に附則でございますが、施行期日を定め、令和八年四月一日から施行することとしております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十七、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。辻危機管理監。

〔危機管理監 辻 佳孝登壇〕

○危機管理監（辻 佳孝）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書四十五ページを御覧ください。

改正理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する補償基準額及び扶養親族がある場合の補償基礎額への加算額を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の四十六ページ及び四十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第五条第二項第二号中、「九千七百元」を「一万円」に改め、同項ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千元」に改め、同条第三項中、「百元」を「四百三十三円」に改め、第二号に該当する扶養親族については、「一人につき三百八十三円」を削り、「第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げます。

別表中、「一万二千九百元」を「一万三千三百四十円」に、「一万三千七百円」を「一万四千七百七十円」に、「一万四千五百円」を「一万五千元」に、「一万一千三百円」を「一万一千六百七十円」に、「一万二千円」を「一万二千五百円」に、「一万二千九百元」を「一万三千三百四十円」に、「九千七百元」を「一万円」に、「一万五百円」を「一万八千四十円」に、「一万一千三百円」を「一万一千六百七十円」に改めます。

本則は以上でございます。

附則につきましては、施行日を令和八年四月一日から施行するとし、二項につきましては経過措置を定めております。

以上で、議第十号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十八、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第十一号 五條市西吉野テニスコート条例の廃止について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十一号 五條市西吉野テニスコート条例の廃止につきまして、提案理由の御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の四十八ページ及び四十九ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市西吉野テニスコートは昭和五十四年四月に竣工し、築約五十年が経過する施設であり、老朽化により、平成二十四年から利用を休止していることから、市有財産の有効利用を図るため、本条例を廃止するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

なお、附則につきまして、施行期日を令和八年四月一日と定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）これ条例の廃止ということですから、あとの使い道、売却するなり、何かの方法を考えておられるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）十一番、吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

現段階で具体的な次のことは決まっております。引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

トイレ休憩のため午後二時四十五分まで休憩いたします。

午後二時二十六分休憩に入る

午後二時四十五分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十九、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第十二号 五條市大塔水車施設条例の廃止について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。泉井大塔支所長。

〔大塔支所長 泉井伸之登壇〕

○大塔支所長（泉井伸之）ただいま上程されました議第十二号 五條市大塔水車施設条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書五十ページ及び五十一ページを御覧願います。

本案は、施設の老朽化に伴う将来的な事業継続性の確保が難しいと判断されたため本条例を廃止するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

なお、附則により、本条例の施行期日を令和八年四月一日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）廃止の条例ですけれども、これ廃止されて今議会で通ればすぐに解体するんですか。

○議長（窪 佳秀）泉井支所長。

○大塔支所長（泉井伸之）吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

水車施設の底地のほうが民間のほうから借り上げておまして、四月以降にはもう更地にして返すという契約内容になっております。現在もう解体作業を完了して返す準備のほうに入っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）これ、天辻の天満神社っていうところから年間六万円でお借りしとるといふことですが、それならこれ解体費用は幾らぐらいかかりましたか。

○議長（窪 佳秀） 泉井大塔支所長。

○大塔支所長（泉井伸之） お答えいたします。

解体費用につきましては、負担金としまして四百二十三万円を負担しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第二十、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第十三号 五條市立養護老人ホーム花咲寮に係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。馬場あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 馬場由美子登壇〕

○あんしん福祉部長（馬場由美子） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十三号 五條市立養護老人ホーム花咲寮に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十二ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立養護老人ホーム花咲寮に係る指定管理者の指定につきましては、去る二月三日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において、選定されました五條市立養護老人ホーム花咲寮指定管理者の候補者を地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は五條市立養護老人ホーム花咲寮、位置は五條市二見五丁目三番六十三号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は社会福祉法人恵和会。代表者は、理事長松川 命、住所は大坂府羽曳野市河原城九百二十七番地でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日までの五年間でございます。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実）この花咲寮、五條市も新しく建てたところなんですけれども、これの受入れ条件、この老人ホームの受入れ状況を教えてくださいますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）受入れ条件というのは、応募資格ということでもよろしいでしょうか。

それでは、九番、福塚議員の御質問にお答えいたします。

応募資格といたしましては、仕様書等に掲げる業務を安全、円滑に管理運営できることと、社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人であり、社会福祉法第二条第二項第三号に規定する事業を実施している。また、同じく第四号に規定する事業を実施する近畿二府四県で五年以上運営し良好な経過と実績を有している法人としております。

以上、答弁いたします。

すみません。入居条件ですか。花咲寮に入居する人の条件ということですか。すみません、間違えました。

それでは改めまして、養護老人ホームは比較的元気でありますが、生活環境の理由や経済的な理由により、自宅での生活が難しいおおむね六十五歳以上の高齢者を養護する施設でございます。そういった方に入所していただいております。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実）その年収とかの規定とかはどのようになっていますか、教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）すみません、お時間かかって申し訳ないです。

入所者のその所得につきましては、年収おおむね年金百五十五万円までというところでございます。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実）この花咲寮、五條市もこの指定管理出してるわけですけども、これを黒字経営するためにはどれぐらいの入所者が必要なのか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）すみません。計画ではおおむね五十五名で黒字になると見ております。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実）五十五名で大体黒字、とんとんでやっついていけるのかなということなんですけれども、現在の入所者の人数と、そして続けて質問させていただきますけれども、この公募に当たって、どのような広報等で入所者の募集をなさっているのか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）すみません。今現在、花咲寮に入所されている方は四十七名でございます。ちよつとお待ちください。

○議長（窪 佳秀）暫時休憩します。

午後二時五十八分休憩に入る

午後三時四分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お時間お取りしまして申し訳ないです。すみませんでした。

福塚議員からの御質問で、入所者の方に対するその募集とかの周知についてということなんですけれども、花咲寮につきましては、措置による入所になりますので募集はしておりません。ただ、困っている方とかそういう方がいらっしゃったら市のほうに相談していただくように

という意味で、広報でお知らせしたり、民生委員の説明会とかでこういった施設がありますということの御周知のほうはさせていただいております。

それと一点ごめんなさい、ちよつと修正させていただきたいんですけれども、先ほど、入所者の人数を私四十七名と、ちよつと言わせていただいたんですけど、二月時点では四十七名だったんですけど三月一日時点で四十六名に変わっておりますので修正させていただきます。すみません。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番、福塚 実議員。

○九番（福塚 実）ちよつとややこしい質問して申し訳ございませんでした。

五十五名でとんとんというか黒字運営できるということなんで、今赤字経営が続いておるということも聞かせてもらってますんでね、やはり入所される方々への周知の仕方というのも何らかの工夫が必要ではないかなと思いますんで、今後そういうことも五條市としてやっていただけたらありがたいと思いますんで答弁は結構です。ありがとうございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）これ公募をされたと思うんです。その公募の中で何者あったのか、それぞれ教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）十番、山口議員の御質問にお答えいたします。

応募がありましたのは一者でございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）一者、この大阪の業者があつて決まったというわけでございます。これ五年間の契約となるわけですから、一年当たりの指定管理料幾らになりますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

五年間で二億二百万円、一年当たり四千四百万円、平均しますと予定でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） すぐには出ないかもしれませんが、市直営で行った場合に年間幾らぐらいかかっておりますか。

○議長（窪 佳秀） 馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子） 答弁申し上げます。

令和六年度の決算額でございますが、一億六千六百六十万二千円の歳出でございました。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） それよりもそうしたら約八千万円ですか、多く指定管理料がかかるということでしょうか。もっとほかにお金がかかっておるんじゃないですか。この二億四千万円と一年間一億六千万円じゃ全然引き合いがあっておりませんやん。それはいかがですか。

○議長（窪 佳秀） 馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子） 二億二千万円というのは五年間ですの、一年間四千四百万円でございます。この指定管理料につきまして、は歳入も見込んでおりますので、その歳入と歳出の差額でちょっと積算させていただきまして四千四百万円の指定管理料と設定させていただいております。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） そしたらそれで同じような計算したら、歳入歳出合わせて計算したら、指定管理料と同等の計算をすれば幾らになってますか、五條市としては。何を言いたいかというたら、指定管理料が適正なのかどうかということを知りたいんですよ。だから今まで幾らかかっておったのか、年間幾らかかっておったのかということをお教えしてほしい。

○議長（窪 佳秀） 馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子） すみません。

令和六年度の決算で、歳入が約九千八百万円、歳出が一億六千万円というところで収支で六千三百万円ほどの赤字となっております。その部分を補填するということで四千万円の指定管理料を見ております。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） その分を補填するという意味でその金額上がっておるといことですね。これ指定管理の審査会か、かけて指定管理料の評

価点いうのはございますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答えいたします。

百点満点に換算いたしました。八十四点ございました。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）失格にはならない点数であったということで、この赤字を埋めるような営業形態をしていかなくはないと思うんですけれども、公募をかけたときに、このほかのデイサービス等その場所で行うのかどうか今後、いうのか、もう今の現状のままの指定管理なのかその辺を教えてくださいませんか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）基本的には今までと同じような運営をしていただくんですけれども、そこに加えまして、指定管理者の独自事業というのを入れていただけたことになるかと考えております。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）独自事業を考えてその場所で独立採算制を取っていただく、五條市から指定管理料をできるだけ少なくなるような方針を取っていただきたいと思えます。それはもう指定管理の基本だと思えます。

そしたらこの指定管理者の従業員は何人の方をここで雇用する予定になってますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）聞いたところなんですけれども、確認させていただいたところなんですけれども、今現在花咲寮における職員数と同じ人数で当初やっていくということで聞いております。ちよつとごめんなさい、人数が、少し待ってください。

すみません、人数が二十二名でございます。ごめんなさい。失礼します。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）現在働いていらっしゃる方、会計年度任用職員とかパートさんで来ていただいている方、引き続きそこで雇用が成立するかその辺を教えてください。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）事業者さんのほうでは引き続き継続して働いていただければということとは言っていたと思います。ですので、これから今いらっしゃる会計年度の方とのお話になってくるかと思えます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）いろいろ聞いてすみません。

食事の件ですけれども、今は外部の方が入っていらっしゃいますけれども、その形態も変わるといことですね。配食。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）花咲寮に入っている給食の調理のことですね。（「はい」の声あり）

今入ってる業者から変わるといことよろしいんですね。（「はい」の声あり）

今後はその事業者の契約されるようになっていくかと思われます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）何を言いたいかいうたら、以前、旧の花咲寮で食事されとったときは大変おいしくいただきました。こっち移ってからちょっと味が落ちたように思うというお話も聞かせていただいております。当然のことながら栄養士さんもついてバランスを考えて献立をしていただいております。その辺もできるだけ改善の方法をお願いしたいと思います。意見として言わせていただきます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十一、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第十四号 財産の取得について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十四号 財産の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、（仮称）市民交流施設整備事業の実施に向けて、奈良交通株式会社から用地を取得するに当たり、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

一の取得の目的は、（仮称）市民交流施設整備事業のためでございます。

二の財産の表示の所在地・地目・地積につきまして、所在地は五條市今井二丁目百二十七番一ほか十一筆、地目は宅地、地積は五千八百十三・三二平方メートルでございます。

三の取得予定価格は、二億六千二百八十八万円でございます。

四の取得の相手方は、奈良県奈良市大宮町一丁目一番二十五号、奈良交通株式会社取締役社長田中耕造でございます。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十二、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第十五号 財産の取得について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十五号 財産の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市立学校給食センターで使用する食缶洗浄機を更新するため、その財産の取得に当たり、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべく契約及び財産の取得、または処分に関する条例第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約内容について御説明申し上げます。

取得する財産の名称及び数量は、五條市立学校給食センター食缶洗浄機一台でございます。

契約方法につきましては、条件付一般競争入札でございます。

予定価格につきましては、税抜き三千二十三万五千円に対し、三番、入札金額は税抜き二千五百万円、四番、契約金額は税込二千七百五十万円になります。

五番目、契約の相手方につきましては、大阪府豊中市走井二丁目九番二号、日本調理機株式会社関西支店支店長小西 洋でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）何者の入札で来られたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）十一番、吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

二者でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）これは最低価格を決めてあったんですか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

決めておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）もう一者のほうの価格を教えてくださいいただけますか。

それと、できれば御名前もお尋ねしたいんですけども。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

もう一者につきましては、株式会社中西製作所奈良営業所、税抜き三千二百五十万円になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十三、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第十六号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十六号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和七年度五條市一般会計補正予算（第八号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額に

六億七百二十九万八千円を追加し、総額で二百三十二億六千二百三十四万三千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

十ページを御覧いただきたいと存じます。

総務費、総務管理費、一般管理費の一億六千二百七十八万一千円及び十二ページ最下段の教育費、教育総務費、事務局費の一千四百八十七万七千円でございますが、職員退職手当の追加として、所要の額を計上するものでございます。

十ページにお戻りください。

次に、企画政策費の八百万円でございますが、ふるさと五條市応援寄附額の増加に伴うポータルサイト及び決済手数料の追加として、所要の額を計上するものでございます。

次に、(仮称)市民交流施設整備事業費の三千五百四十六万五千円でございますが、開発工事に係る負担金として所要の額を計上するものでございます。

一行飛ばしまして、基金費の一億四千七百三十三万四千円のうち、減債基金積立金一億円、公共施設整備基金積立金百五十万円及び子ども支援基金積立金三千五百万円でございますが、普通交付税が追加交付されたことなどにより、積立金を追加するものでございます。

学校教育施設整備基金積立金一千八十三万四千円でございますが、公立学校施設整備費補助金に係る財産処分として、学校教育施設の整備資金として基金に積み立てるため、所要の額を計上するものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費の三百三十六万六千円の減額でございますが、戸籍・戸籍附票標準拠システム移行業務の一部を令和八年度に実施することから、所要の額を減額するものでございます。

十一ページを御覧いただきたいと存じます。

民生費、社会福祉費、障害福祉費の二千三百五十万円でございますが、障害福祉サービス費給付費に不足が生じることから、所要の額を計上するものでございます。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費の六百十一万九千円でございますが、物価高騰対応ひとり親家庭応援手当支給事業として所要の額を計上するものでございます。

次に、衛生費、保健衛生費、保健総務費の一千八十六万七千円でございますが、南和広域医療企業団負担金の追加として所要の額を計上するものでございます。

十二ページを御覧いただきたいと存じます。

農林業費、農業費、畜産業費の一億五千二十五万円でございますが、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金として所要の額を上するものでございます。

次に、土木費、農業土木費、農地費の一千六百万円でございますが、ため池豪雨調査について、国の補正予算の追加交付が決定したことに伴い、所要の額を計上するものでございます。

次に、消防費、常備消防費の二千四百四十六万円でございますが、奈良県広域消防組合分担金の追加として所要の額を計上するものでございます。

次に、教育費、こども園費の一千六十八万一千円でございますが、子どものための教育・保育給付費に不足が生じることから、所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

地方交付税において三億四千四百六十一万円を、国庫支出金において一億二百八十七万二千円を、県支出金において、一億八千二百七十一万七千円を、財産収入において、八百四十八千円を、寄附金において二千万円を追加、市債において五千五十万円を減額いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、四ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

初めに、繰越明許費の追加でございます民生費、児童福祉費の物価高騰対応ひとり親家庭応援手当支給事業の六百十一万九千円でございますが、支給事務が四月以降になるため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、農林業費、農業費の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の一億五千二十五万円でございますが、補助金内示後の事業着手となるため、年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、土木費、道路橋梁費の道路維持事業の三千万円でございますが、適正な工期を確保するため、翌年度に繰り越すものでございます。次に、道路新設改良事業の二千九十四万七千円でございますが、適正な工期を確保するため翌年度に繰り越すものでございます。

次に、橋梁維持費の橋梁長寿命化修繕計画事業の一億二千七十七万三千円でございますが、適正な工期を確保するため、翌年度に繰り越すものがございます。

次に、農業土木費の農村地域防災減災事業の一千六百二十八万三千円でございますが、適正な工期を確保するため、翌年度に繰り越すものがございます。

次に、教育費、文化財費の文化財保存事業費補助事業の百三十九万五千円でございますが、国産漆の入手に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものがございます。

次に、繰越明許費の変更でございます。

議会費の公用車購入事業について、車両の価格が改定されるため、四百七十三万九千円から五百九万八千円に変更し、翌年度に繰り越すものがございます。

総務費、総務管理費の（仮称）市民交流施設整備事業について国庫補助の採択を受け、五億九千二百九十六万四千円から六億二千八百四十二万九千円に変更し、翌年度に繰り越すものがございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり） 十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範） 十ページの基金費の学校教育施設整備基金積立金については、先ほど出てきた議第一号の制定に関係しているのか、同じこれだけを積み立てるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 十一番、吉田議員の御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、その額でございます。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範） 十一ページの衛生費の負担金補助、南和広域医療企業団負担金追加ってなっておりますけれども、これは従来から比べた

ら年々上がっていつとるように思うんやけれども負担金が、その辺りちょっと教えていただけませんか。

○議長（窪 佳秀） 亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章） 吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の補正させていただく額につきましては、企業団の職員とかの手当等の増加等でそのように増えております。

今議員おっしゃっておられるように、年々病院の運営等もちよつと厳しくなってきたという状況でありますので、負担金も毎年増額になってきております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範） これ以前黒字とかって言うとなんちやうかな。これ黒字って以前に報告を受けたと思うんやけれども、その辺りちょっともう一遍答弁お願いします。

○議長（窪 佳秀） 亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章） 御答弁申し上げます。

負担金の推移ですけれども、例えば、昨年度でしたら機器購入とかの増加による負担額の増額とかっていうふうになってきておまして、すみません、ちよつとお待ちください。

昨年度までは黒字決算でございました。

今年度七年度の決算見込みとして、二千七百万円の赤字というふうには、今のところ、決算終わってませんが、なる予定というふうには聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 福塚副市長。

○副市長（福塚勝彦） すこやか市民部長の答弁ちよつと補足するんですけども、今までトータルとして病院として黒字だったっていいいますのは、コロナのときに国からの交付金が潤沢に入っております。病院事業全体としては交付金があったので黒字になっておったと。七年度、六年度になりますとその交付金がなくなりましたので、病院全体の収支っていうのは若干の赤字に転落してきたというふうな状況でございます。ですから、病院の負担の額と病院全体の赤字黒字っていうのは関連はありますけれども、同じように推移しているというわけではござい

ません。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）分かりました。

続いてですけれども、十二ページの消防費の奈良県広域消防組合分担金追加となっておるんですけれども、二千四百四十六万円、これはここへ出とる以上誰か答弁できますか。すみません、お願いします。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）お答え申し上げます。

奈良県広域消防組合で三月末で退職される方がいらっしゃいます。その分の臨時の負担金ということになります。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十四、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第十七号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。馬場あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 馬場由美子登壇〕

○あんしん福祉部長（馬場由美子）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十七号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第四号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第四号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算額にそれぞれ六千七百八十一万二千元を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ四十三億一

千百十三万四千円とするものでございます。

それでは、八ページの歳出予算から御説明を申し上げます。

二款 保険給付費、一項 給付諸費、一目 介護サービス等諸費一千三百万円の減額につきまして、居宅介護サービス給付費に不用額が生じることが見込まれるため、更正し減額するものでございます。

続きまして、三款 地域支援事業費、一項 介護予防生活支援サービス事業費、一目 介護予防生活支援サービス事業費九百万円につきまして、訪問型サービス事業費等に不足が生じることから、所要の経費を追加するものでございます。

次に、同項の二目 介護予防ケアマネジメント事業費四百万円につきまして、介護予防支援事業委託料及び介護予防ケアマネジメント費に不足が生じることから、所要の経費を追加するものです。

続きまして、五款 基金積立金、一項 基金積立金、一目 介護保険財政調整基金積立金六千二百六十九万八千円につきまして、令和六年度介護保険特別会計歳入歳出差引額のうち、国庫等へ返還する金額を差引きした額及び定期預金利子額を基金へ積み立てるものでございます。次に九ページを御覧ください。

六款 諸支出金、一項 償還金及び還付加算金、三目 償還金五百一十一万四千円につきまして、令和六年度五條市介護保険特別会計の精算によります地域支援事業交付金の国庫等への返還金でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段歳入を御覧いただきたく存じます。

財産収入におきまして五十万二千円を、繰越金におきまして六千七百三十一万円を追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十五、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第十八号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。亀田すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 亀田和章登壇〕

○すこやか市民部長（亀田和章）失礼します。

ただいま上程いただきました議第十八号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第二号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千三百六十七万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を六億五千七十七万二千元とするものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の歳出の欄を御覧いただきたいと存じます。

二款 後期高齢者医療広域連合納付金、一項 後期高齢者医療広域連合納付金、一目 後期高齢者医療広域連合納付金、十八節 負担金補助及び交付金一千三百六十七万二千元でございますが、奈良県後期高齢者医療広域連合による保険料の賦課の決定により、広域連合への保険料の負担金が当初見込みを上回り不足が生じるため、所要の経費を追加するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ上段、歳入の欄を御覧いただきたいと存じます。

一款 後期高齢者医療保険料、一項 後期高齢者医療保険料、一目 特別徴収保険料において三千八百九十万円を追加し、二目 普通徴収保険料において二千五百二十三万六千円を減額しまして、後期高齢者医療保険料として一千三百六十七万二千元を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十六、議第十九号から議第二十六号までの八議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第十九号 令和八年度五條市一般会計予算議定について。

議第二十号 令和八年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十一号 令和八年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十二号 令和八年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十三号 令和八年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十四号 令和八年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第二十五号 令和八年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第二十六号 令和八年度五條市下水道事業会計予算議定について。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、議会運営委員会、吉田雅範委員長。

○議会運営委員長（吉田雅範）ただいま上程になりました議第十九号から議第二十六号までの八議案につきましては、去る二月二十六日の開会日において、提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも令和八年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の定数は七名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するために、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましてはあらかじめ御協議いただいておりますので、議長から指名をいたします。

一番、田中隆史議員、二番、小笠原由子議員、三番、中本賢二議員、四番、仲山 嘉議員、九番、福塚 実議員、十番、山口耕司議員、十一番、吉田雅範議員。

以上、七名の方にお願いをいたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議を願いたいと思いますので、各位には本日、本会議散会后直ちに議員会議室に御参集願います。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十七、議第二十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第二十七号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第二十七号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、追加議案書の四ページを御覧願います。

本案は、五條市過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和七年度をもって満了することに伴い、引き続き、過疎対策事業債など国の財政上の支援を活用するため、令和八年度から令和十二年度までの同計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置

法第八条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、計画内容の概要につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市過疎地域持続的発展計画（案）一ページを御覧願います。

初めに、同法の策定経緯及び奈良県過疎地域持続的発展支援方針の趣旨について記載しております。

続きまして、二ページから十四ページまでは、本市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、基本目標、計画期間など、計画の基本的な事項を記載しております。なお、本計画の期間は令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの五か年と定めております。

続きまして、十五ページから十六ページまでは、移住定住、地域間交流の促進、人材育成について、現状と問題点、その対策及び整備計画を記載しております。

以下、十七ページから二十二ページまでは、産業の振興について、二十三ページから二十四ページまでは、地域における情報化について、二十五ページから二十八ページまでは、交通施策の整備及び交通手段の確保について、二十九ページから三十二ページまでは、生活環境の整備について、三十三ページから三十六ページまでは、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、三十七ページから三十八ページまでは、医療の確保について、三十九ページから四十三ページまでは、教育の振興について、四十四ページから四十五ページまでは、集落の整備について、四十六ページから四十八ページまでは、地域文化の振興等について、四十九ページは、再生可能エネルギーの利用の推進について、五十ページから五十一ページまでは、防災減災対策の推進について、五十二ページから五十三ページまでは、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について、それぞれ同様に現状・課題・対策及び整備計画を記載してございます。

なお、これらの事業や施策につきましては、各事業の根拠となる個別計画に基づき実施するものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき適切に推進してまいります。

以上で、提案理由の説明を終えさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）防災減災ですんやけれども、やはり南海トラフ巨大地震の発生が切迫しておる中でございますので、やはり早急にできる

ことは防災減災対策をしていただきたいと思うんですけども、その点早期にやっていただけるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）吉田議員の御質問にお答えいたします。

五條市地域防災計画等に基づきまして地震も含め風水害・土砂災害等の各種災害に対応した防災減災対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）やはり地震も何年以内にとかってだんだん近くなってきておりますので、いつ起こってもよい状態に、よいというか発生するか分からないので、やはりやるからには早期的にやっていただきたいと。後で、ああ、あれしといたらよかったということのないようにだけよろしく願います。

以上です。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日七日から二十二日までを休会とし、次回、二十三日午前十時に再開して議案審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二分散会